

5.原料原産地名

(1) 対象原材料

① 原則として製品に占める重量割合上位1位の原材料が原料原産地表示の対象となります。重量割合上位2位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができます。

② 対象から除かれる原材料

表示を要しないもの

- ・加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ・容器包装に入れずに販売する場合
- ・食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合
- ・他法令によって表示が義務付けられている場合
「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成21年法律第26号）
「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和28年法律第7号）

表示を省略することができるもの

- ・容器包装の表示可能面積がおおむね30cm²以下の場合

(2) 表示方法

対象原材料の産地について、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示する「国別重量順表示」を原則とします。

① 対象原材料が生鮮食品の場合は、その産地を表示します。2か国以上の産地の原材料を混合して使用する場合は、重量の割合の高い順に国名を表示します。（原料原産地名欄の産地の次に括弧を付して対応する原料を表示）

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、..
原料原産地名	アメリカ、カナダ（豚肉）

（原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示）

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉（アメリカ、カナダ）、豚脂肪、..

（表示箇所を明示した上で枠外に表示）

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、..
原料原産地名	枠外右部に記載

原料豚肉の原産地名 アメリカ、カナダ

② 対象原材料が加工食品の場合、中間加工原材料の「製造地」を表示します。ただし、中間加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の原産地が判明している場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該原材料名と共にその原産地を表示することができます。

(製造地を表示)

名 称	チョコレートケーキ
原材料名	チョコレート (ベルギー製造)、小麦粉、…

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、…
原料原産地名	国内製造 (りんご果汁)

(中間加工原材料の原料の産地を遡って表示)

名 称	清涼飲料水
原材料名	りんご果汁、果糖ぶどう糖液糖、…
原料原産地名	ドイツ (りんご)、ハンガリー (りんご)

- ③ 原産国が3か国以上ある場合は、改正前の表示方法と同様、重量割合の高いものから順に国名を表示し、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

(「その他」を用いた表示)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉 (アメリカ、カナダ、その他)、豚脂肪、…

(3) 「又は表示」「大括り表示」

「国別重量順表示」が難しい場合には、一定の条件の下で、「又は表示」や「大括り表示」と表示することができます。

- ① 「又は表示」とは、原産地として使用可能性がある複数国を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に「又は」でつないで表示する方法であり、過去の使用実績等に基づき表示する方法です。
- 認める条件：過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「又は表示」を用いることができるとし、**根拠書類の保管が条件**です。
 - 誤認防止：「又は表示」をする場合は、**過去の一定期間における使用実績又は今後の一定期間における使用計画における対象原材料に占める重量の割合 (一定期間使用割合) の高いものから順に表示した旨の表示**を付記します。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、…
原料原産地名	アメリカ又はカナダ (豚肉)

※豚肉の産地は平成〇年の使用実績順

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉 (アメリカ又はカナダ)、豚脂肪、…

※豚肉の産地は平成〇年の使用実績順

また、使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認を防止するための措置として、一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地について、**当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨を表示**します。

(使用実績から算出したときに国産が5%未満の場合)

名 称	小麦粉
原材料名	小麦
原料原産地名	アメリカ又はカナダ又は日本 (5%未満)

※小麦の産地順・割合は製造年の前年使用実績

- ② 「大括り表示」とは、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示する方法です。なお、輸入品と国産品を混合して使用する場合には、輸入品と国産品との間で、重量割合の高いものから順に表示する方法です。
- **認める条件**：過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画からみて、国別重量順表示が困難な場合には、「大括り表示」を用いることができます。その場合、**根拠書類の保管が条件**となります。

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉、豚脂肪、…
原料原産地名	輸入(豚肉)

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉 (輸入)、豚脂肪、…

- ③ 「大括り表示+又は表示」とは、過去の使用実績等に基づき、3か国以上の外国の原産地表示を「輸入」と括って表示できるとした上で、「輸入」と「国産」を、使用が見込まれる重量割合の高いものから順に、「又は」でつないで表示する方法です。
- **認める条件**：過去の一定期間における国別使用実績又は今後の一定期間の国別使用計画からみて、大括り表示のみでは表示が困難な場合には、「大括り表示+又は表示」を用いることができるとし、**根拠書類の保管が条件**となります。
 - **誤認防止**：「大括り表示+又は表示」をする場合は、**一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の表示**を付記します。

名 称	小麦粉
原材料名	小麦
原料原産地名	輸入又は国産

※小麦の産地は製造年の前年使用実績順

(原料原産地を原材料の次に括弧を付して表示)

名 称	ウインナーソーセージ
原材料名	豚肉 (輸入又は国産)、豚脂肪、…

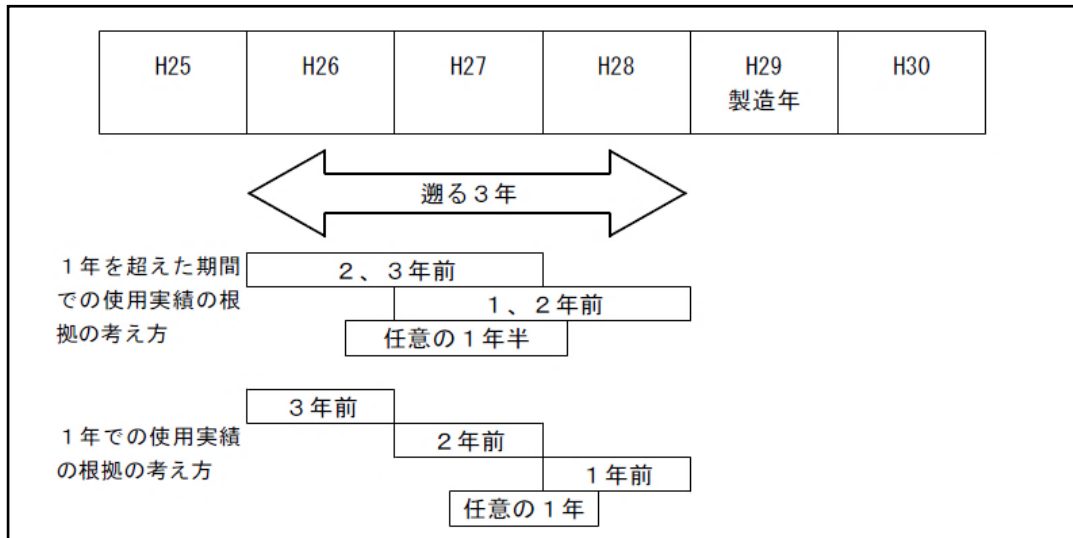
※豚肉の産地は過去1年間の使用実績順

また、使用割合が極めて少ない対象原材料の原産地についての誤認を防止するための措置として、一定期間における使用割合が5%未満である対象原材料の原産地について、当該原産地の後に括弧を付して、一定期間における使用割合が5%未満である旨を表示します。

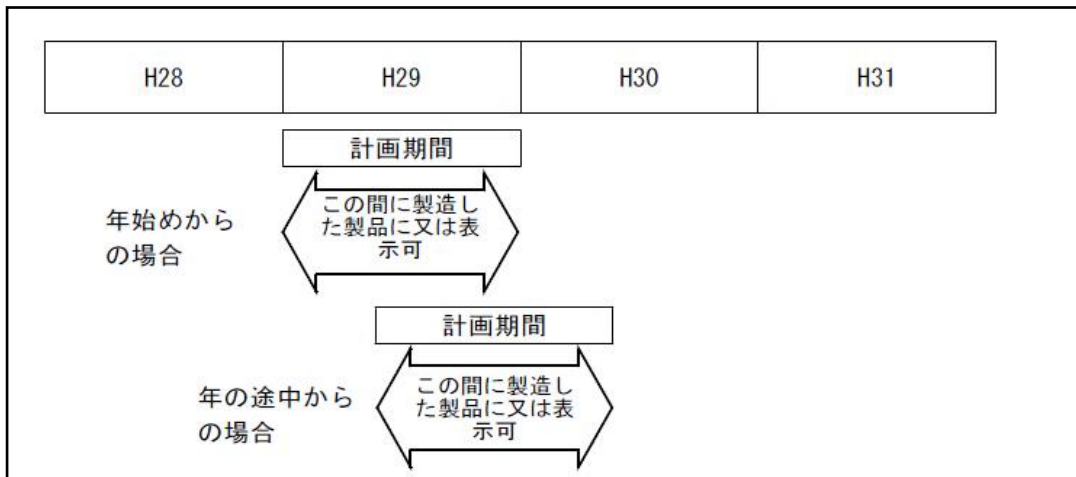
(使用実績から算出したときに国産が5%未満の場合)

名 称	小麦粉
原 材 料 名	小麦
原料原産地名	輸入又は国産(5%未満)
※小麦の産地順・割合は製造年の前年使用実績	

例) 「又は表示」「大括り表示」にあたって根拠として用いることができる「使用実績」の考え方



「使用計画」で表示した場合



食品表示基準Q & A (最終改正令和2年3月27日消食表第90号) より

「基準別表第15」に掲げるもの（P39参照）

国内で製造された加工食品にあって、原産地に由来する原料の品質の差異が、加工食品としての品質に大きく反映されていると一般に認識されている22食品群と5品目については、原料原産地の表示は従来どおり国別重量順表示とします。

- 22品目については、主な原料（原材料のうち、単一の農畜水産物の占める重量割合が50%以上のもの）の「原産地」を下記のとおり記載します。
- 5品目（農産物漬物、うなぎ加工品、かつお削りぶし、野菜冷凍食品、おにぎり）にあっては、原料原産地の表示方法が個別に規定されており、それぞれの基準に従って記載します。

（表示方法）

原則として、義務表示事項を一括して表示する箇所に、主な原材料が国産の場合は国産である旨（または都道府県名、一般的に知られている地名等）を、主な原材料が輸入品の場合はその原産国名を、原料原産地が対応する原材料が明確になるよう、記載します。

（原材料名欄に括弧書きで表示する方法）

名称	あじの開き
原材料名	真あじ（長崎県産）、食塩

（原料原産地名欄を設けて表示する方法）

名称	あじの開き
原材料名	真あじ、食塩
原料原産地名	長崎県

- 原材料及び添加物に占める重量の割合が50%以上を占めるものが国産品の場合、生鮮食品の場合と異なり、原料原産地表示では「国産」表示が原則なので、「国産」よりも狭く限定された地域であれば表示可能となります。例えば、生鮮農産物等の原産地表示では都道府県名より広い地域（九州産、関東産）などは認められていませんが、原料原産地表示では、「九州産」、「関東産」といった表示も一般に知られている地名として表示が可能です。

- 水産物の場合、次のように表示することができます。

- ① 国産の水産物：生産（採取又は採捕）した水域名、水揚港名、水揚港又は主たる養殖場が属する都道府県名その他一般に知られている地名
- ② 輸入された水産物：原産国名に水域名を併記できます。



- 複数の原料原産地を表示する場合の表示の方法

- ① 原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものについて、2カ国以上のものを混合した場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に原産国名を表示します（国別重量順表示）。

名称	乾燥野菜
原材料名	大根（A国、B国）、××、○○

- ② 原材料に占める重量の割合が50%以上を占めるものの原産地が3箇所以上ある場合は、原材料に占める重量の割合が高いものから順に2箇所以上表示し、その他の原産地を「その他」と表示することもできます。

名称	乾燥野菜
原材料名	大根（A国、B国、その他）、××、○○

食品表示基準別表第 15 に掲げられた原料原産地表示対象品目

1. 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品の当該割合が五十パーセント以上であるもの

- (1) 乾燥きのこ類、乾燥野菜及び乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く。）
- (2) 塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜及び塩蔵果実（農産物漬物を除く。）
- (3) ゆで、又は蒸したきのこ類、野菜及び豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）
- (5) 緑茶及び緑茶飲料
- (6) もち
- (7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
- (8) 黒糖及び黒糖加工品
- (9) こんにやく
- (10) 調味した食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (12) 表面をあぶった食肉
- (13) フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (14) 合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。）
- (15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。）
- (16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
- (17) 調味した魚介類及び海藻類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (18) こんぶ巻
- (19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (20) 表面をあぶった魚介類
- (21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (22) (4) 又は(14) に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

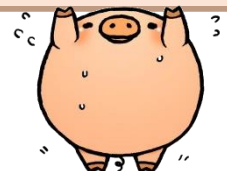
2. 農産物漬物

3. 野菜冷凍食品

4. うなぎ加工品

5. かつお削りぶし

6. おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）



6. 内容量

- (1) 「〇〇g」、「〇個」などと単位を明記して記載します。ただし、計量法[※]で、密封された状態で販売するときには内容量の表示が義務づけられている食品(特定商品)は計量法で定められた表示方法に従い記載します。
- (2) 外見上容易に識別できる場合は内容量の項目を省略できます。(計量法[※]で特定商品に該当するものを除く。)

※ 計量法における商品量目制度の概要：参考ホームページ（経済産業省）

http://www.meti.go.jp/policy/economy/hyojun/techno_infra/14_gaiyou_ryoumoku.html

7. 消費期限又は賞味期限

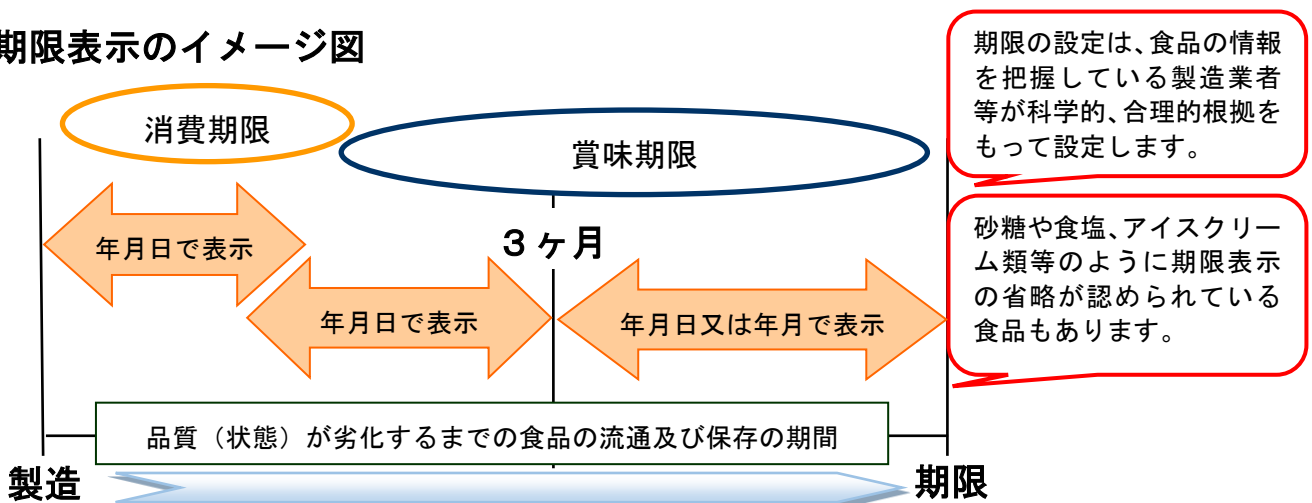
- (1) **消費期限**：定められた方法（保存方法に記載された方法）により保存した場合において、品質（状態）の劣化に伴い安全性を欠くおそれがないと認められる期限。
【例】弁当、調理パン、そうざい、生菓子、食肉 等
- (2) **賞味期限**：定められた方法（保存方法に記載された方法）により保存した場合において、期待されるすべての品質の保持が十分に可能であると認められる期限。
【例】缶詰、スナック菓子、ジャム類、チョコレート 等
- (3) 消費期限又は賞味期限は年月日で表示します。

【例】 「令和元年9月6日」、「1. 9. 6」、「2019. 9. 6」、「19. 9. 6」

※ 「.」等の表示が困難な場合には、「010906」や「20190906」、「190906」と年、月、日をそれぞれ2桁（西暦年の場合は4桁又は末尾2桁）とする6桁又は8桁で表示することができます。

- (4) 賞味期限が3ヶ月を超える場合は、年月で表示ができます。このとき、賞味期限は記載月の月末までとなります。例えば令和2年1月1日に製造し、令和2年6月1日期限の加工食品の場合、「令和2年5月」等と年月で表示できます。

期限表示のイメージ図



参考：食品期限表示の設定のためのガイドライン（消費者庁）

http://www.caa.go.jp/foods/pdf/guideline_a.pdf

8. 保存方法

食品衛生法により保存基準が定められた食品にあつては、その基準に合う保存方法を記載します。また、基準方法が定められていない食品にあつては、その特性を考慮した保存方法を具体的に分かりやすく記載します。

【例】 「要冷蔵(10℃以下)」、「直射日光を避けて保存してください。」

9. 製造者等

表示内容に責任を有する者の氏名又は名称及び住所を、「製造者」、「加工者」、「販売者」、「輸入者」のいずれかの項目名を付けて表示します。

- (1) 製造者等の氏名は、個人の場合は氏名を、法人の場合は法人名を記載します。「株式会社」を「(株)」又は「KK」、「有限会社」を「(有)」、「農業協同組合」を「農協」と記載することもできます。
- (2) 製造者の氏名は屋号や加工グループ名のみでの記載はできません。ただし、これらを個人名又は法人名に併記することはできます。
- (3) 製造所所在地は政令指定都市及び県庁が所在する市については道府県名を省略することができます。
- (4) 製造業者、加工者又は輸入業者との合意等により、これらの者に代わって販売業者が表示を行うことも可能です。この場合、項目名は「販売者」としてください。なお、当該食品の衛生上の責任者として、製造所又は加工所の所在地及び製造者又は加工者の氏名又は名称を、輸入品にあつては輸入者を記載する必要があります。

(枠内に販売者、枠外に製造者を記載する場合)

販売者	(株)前橋製菓 前橋市〇〇町××一×
製造所	群馬菓子(株) 群馬県〇〇市〇〇町××

表示責任者である販売者を枠内に記載し、衛生上の責任者を枠外に記載します。

(枠内に併記する場合)

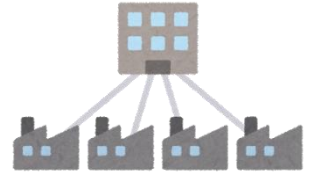
販売者	(株)前橋製菓 前橋市〇〇町××一×
製造所	群馬菓子(株) 群馬県〇〇市〇〇町××

表示責任者である販売者と衛生上の責任者を枠内に記載することは可能ですが、どちらが表示責任差であるかを合意しておく必要があります。

- (5) 必ず製造者を記載します。販売者表示を行う場合は、製造所固有記号の記載や製造者の併記を行います。ただし、製造所固有記号^{*}を使用する場合、食品表示法に基づき、あらかじめ消費者庁長官に届け出る必要があります。

製造所固有記号について

同一製品を2以上の工場で製造する場合にのみ、消費者庁へ届け出た製造所固有記号をもって表示することができます。届け出はオンライン（製造所固有記号制度届出データベース）により行います。



また、製造所固有記号を使用する場合には、次のいずれかの事項を表示する必要があります。

- ① 製造所所在地等の情報提供を求められたときに回答する者の連絡先
- ② 製造所所在地等を表示したウェブサイトのアドレス等
- ③ 当該製品の製造を行っている全ての製造所所在地等

一方、業務用食品については、2以上の工場で製造するか否かに係らず、これまでと同様に製造所固有記号が使用できます。業務用食品に製造所固有記号を使用する場合は、消費者庁への届け出（製造所固有記号制度届出データベースによる）を行い、「+」を冠して表示する必要があります。

販売者 株式会社〇〇 + AB
群馬県前橋市〇〇町××
お客様ダイヤル 〇〇〇-△△△-××××

お客様ダイヤルが製造所固有記号に関し回答する者の連絡先に該当し、当社ウェブサイトアドレスが製造所固有記号について容易にアクセスできる場合

販売者 株式会社〇〇 + AB
群馬県前橋市〇〇町××
製造者の情報は下記をご覧ください
当社ウェブサイトアドレス <http://www. . . .>

製造所の情報を掲載したウェブサイトのアドレスを表示する場合

販売者 株式会社〇〇 + A a
群馬県前橋市〇〇町××
製造所固有記号
A a : ▲▲工場神奈川県〇〇市
A b : ◆◆工場栃木県◎◎市
A c : ▼▼工場愛知県□□市 . .

ある食品を製造している全ての製造所の所在地又は製造者の氏名若しくは名称及び製造所固有記号を表示する場合

同一製品を二以上の製造所で製造している場合について

「同一製品を二以上の製造所で製造している場合」とは、製造所固有記号の届出時に、次の2つの要件を満たすものとします。

- (ア) 2以上の製造所が、それぞれ、食品の衛生状態を最終的に変化させる場所であること。
- (イ) 製造所固有記号の使用によって包材が共有化されること。

